

# 玉 土をつくる各種計画

## 国土強靱化基本計画

国土強靱化基本計画とは、国土強靱化法第10条に基づく計画で、人命の保護、被害の最小化、迅速な復旧復興などを目的とし、国土強靱化にかかわる他の計画等の指針となるものです。国土強靱化計画は全国計画と地方計画から成り立っており、地方計画は都道府県ごとに策定されています。全国計画については平成26年6月3日に閣議決定され、新潟県国土強靱化計画は平成28年3月22日の県防災会議による審議を経て策定しています。また、全国計画については、平成28年熊本地震などの近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化を踏まえ、平成30年12月14日に閣議決定され、計画が見直されました。

## 国土形成計画

国土形成計画とは、国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な国土の将来ビジョンです。国土形成計画は全国計画と広域地方計画から成り立っており、広域地方計画では新潟県は東北圏に分類されています。全国計画については平成20年7月4日に閣議決定され、次期計画として平成27年8月14日に新たな国土形成計画が閣議決定されました。

### 国土形成計画の枠組み

根拠法 国土形成計画法  
(国土総合開発法の抜本改正によって平成17年に成立)

#### 全国計画

- ◆ 長期的な国土作りの指針（閣議決定）
- ◆ 地方公共団体から国への計画提案制度

#### 広域地方計画

- ◆ 国と地方の協働による広域ブロックづくり
  - ・ 国、地方公共団体、経済団体等で区域地方計画協議会を組織
  - ・ 計画の策定に向けて、同協議会において各主体が対等な立場で連携・協力

### 全国計画 ～「対流促進型国土」の形成～

#### ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土

- ・ 個性ある地方の創生
- ・ 活力ある大事都市圏の整備
- ・ グローバルな活躍の拡大

#### 安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤

- ・ 災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築
- ・ 国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成
- ・ 国土基盤の維持・整備・活用

#### 国土づくりを支える参画と連携

- ・ 地域を支える担い手の育成
- ・ 共助社会づくり

## 社会資本整備重点計画

社会資本整備重点計画（以下、重点計画という）は、社会資本整備重点計画法（平成15年4月1日）に基づき、13の社会資本整備事業並びにこれらと一体となってその効果を増大させるために実施される事務又は事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定されました。

この重点計画は、令和3年5月28日に令和3年度から令和7年度の第5次計画が閣議決定されました。新潟県は東北ブロック・北陸ブロックの両構成員として地域づくりを進めています。

### 第5次社会資本整備重点計画

- 社会情勢の変化
- ・ 激甚化、頻発化する自然災害
  - ・ 加速化するインフラの老朽化
  - ・ グリーン社会の実現に向けた動き（2050年カーボンニュートラル）、ライフスタイルや価値観の多様化
  - ・ 人口減少等による地域社会の変化
  - ・ デジタル革命の加速
  - ・ 国内外の経済状況の変化

### 「真の豊かさ」を実感できる社会を構築する

- 3つの中長期的目的
- 「安全・安心の確保」
  - 「持続可能な地域社会の形成」
  - 「経済成長の実現」

これらに資する社会資本を重点整備

ストック効果を最大化

### 6つの短期目標

- 中長期的目的と社会情勢の変化を踏まえて設定
- ① 防災・減災が主流となる社会の実現
  - ② 持続可能なインフラメンテナンス
  - ③ 持続可能で暮らしやすい地域社会の実現
  - ④ 経済の好循環を支える基盤整備
  - ⑤ インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（DX）
  - ⑥ インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上

# 特別立法指定地域

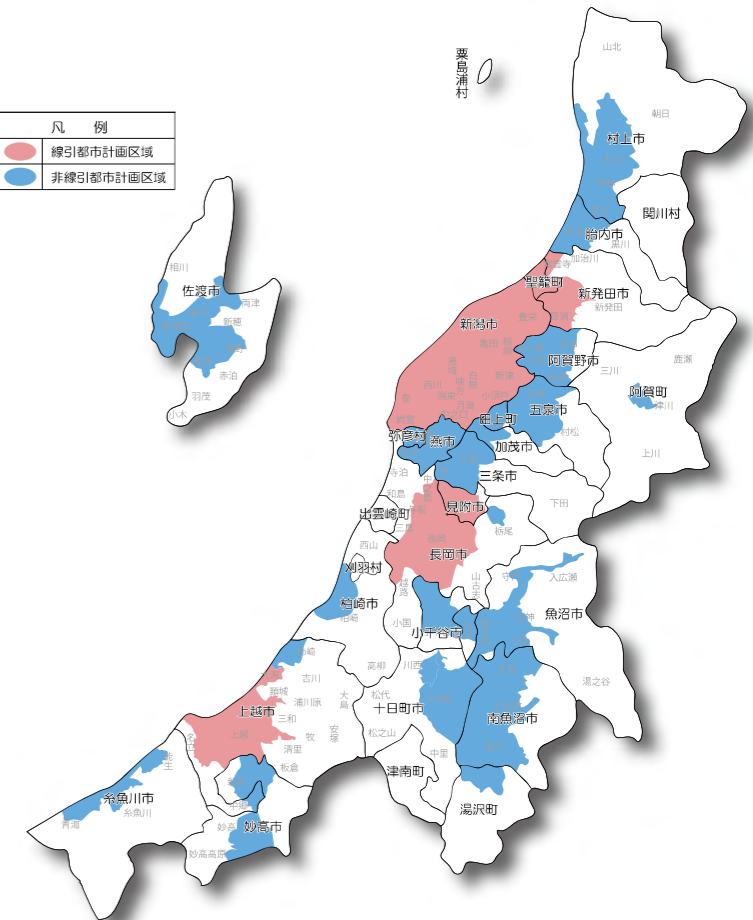
## 都市計画区域

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、限られた都市空間について地域の実情に合わせてその利用を適正に配分し、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために定められるものです。

このため、一体の都市として総合的に整備、開発および保全すべき都市計画区域を指定し、土地利用、都市施設及び市街地開発事業等に関する計画の策定や各種の都市計画事業の実施等が行われているところです。

なお、都市計画区域のうち市街化区域と市街化調整区域の区分を行うものを「線引き都市計画区域」、行わないものを「非線引き都市計画区域」としています。

凡例	
赤色	線引き都市計画区域
青色	非線引き都市計画区域



※令和5年3月時点

## 中山間地域

農林統計で用いる農業地域類型の基準指標で、中間農業地域あるいは山間農業地域に分類される地域を中山間地域といいます。中山間地域は、平野の外縁部から山間地を指すため山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の約65%（県土面積の70%以上）を占める広大な地域で、洪水防止や水資源のかん養など重要な役割を果たしています。

また、広域的な地域づくり観点から旧小出町、旧金井町、旧新穂村を「中山間地域」の対象に加えています。

### 【中山間地域】

下記のいずれかに該当する地域および区域

- ① 特定農山村地域
- ② 振興山村として指定された区域
- ③ 離島振興対策実施地域
- ④ その他知事が必要と認める地域

凡例	
緑色	中間農業地域
青色	山間農業地域
黄色	対象に加える地域

